

様式第3号(第12条関係)

審議会等の会議の記録

会議の名称	伊勢崎市環境審議会(令和8年度第1回伊勢崎市環境審議会)
開催日時	令和8年5月18日(月)午後2時30分～午後4時30分
開催場所	市役所東館3階災害対策室
出席者氏名	(委員13名) 高橋委員、岡安委員、松浦委員、江原委員、須永委員、矢内委員、根岸委員、新井委員、 奥山委員、飯塚委員、大屋委員、金子委員、齋藤委員 ※欠席者:峯岸委員、塩島委員 (事務局6名) 塩島環境部長、井上環境部副部長 小保方課長、星野課長補佐、輿石係長、日向野主査
傍聴人数	なし
会議の議題	(1) 副会長の選任について (2) (仮称)伊勢崎市環境まちづくり基本条例(案)について
会議資料の内容	・次第 ・委員名簿 ・事務局名簿 ・(仮称)伊勢崎市環境まちづくり基本条例の制定について ・伊勢崎市環境基本条例
会議における 議事の経過 及び発言の要旨	1. 開会 2. 委員自己紹介 3. 議題 <u>(1)副会長の選定について</u> ※次のとおり、副会長が決定 伊勢崎市環境審議会副会長 委員 根岸 由紀夫 <u>(2)(仮称)伊勢崎市環境まちづくり基本条例(案)について</u> 事務局より、条例(案)の内容について、資料をもとに説明。 ※事務局の説明について次のとおり質問・意見があった 委 員 何年かに1度条例を見直すために、適用期限を明記した方がよいのでは ないか。 また、外国籍住民との共生について明確な表現が必要ではないか。

会議の名称	伊勢崎市環境審議会(令和8年度第1回伊勢崎市環境審議会)
	<p>外国籍住民による深夜騒音、川へのオイル流出などの生活環境上の問題が深刻化している。地域住民、外国籍住民、事業者に対して環境ルールの周知を条例に反映するべき。</p> <p>委員 計画は見直しが一般的だが、法令や条例での明記は異例である。記載は不要ではないかと考える。</p> <p>委員 事務局はいかがか。</p> <p>事務局 現在の条例、他市ともに前例がないように思う。</p> <p>委員 「まちづくり」の条例とあるが、「まちづくり」「環境まちづくり」の定義が理解できないとどのように考えたらいいか分からない。それが分かると委員の意見についても判断ができるのではないか。</p> <p>委員 言葉が分からない外国籍住民は、ゴミ捨てルールを平気で守らない。ゴミ問題はまちづくりと関係する。今後、多言語化を考えていきたい。</p> <p>委員 事務局に聞きます。まちづくりの定義は。</p> <p>事務局 資料「(仮称)伊勢崎市環境まちづくり基本条例の制定について」の(2)第1章総則②に記載がある。</p> <p>委員 それは承知した上で質問している。まちづくり以外の言葉で言い換えをしていただければ分かるかもしれないが、現状私には分からない。</p> <p>委員 この定義で、他にこうしたら良い等の意見はあるか</p> <p>委員 AIによると、まちづくりとは、その街に住む人たちがより良く暮らしやすくするために協力し行動することとある。市には分かりやすいようにしていただきたい。</p> <p>委員 多文化共生に関する文言はどこに入っているのか。</p> <p>委員 「すべての市民とのパートナーシップ」等の箇所に入っているが、外国籍住民が置いていけぼりである印象。皆で一緒にやっというような文言が欲しい。</p> <p>委員 多文化というと、市民自らの行動も必要だが、個人ではなく市としての責務が大事になるのでは。</p> <p>委員 ④市の責務の箇所に「協働を推進する」とあるが、条例として具体的な施策を考えていかなければならない。</p> <p>委員 (2)第1章総則③基本理念の「持続的発展が可能な自立・分散型社会の創造」に「創造」という言葉が入っているのは評価できる。令和の時代に則している。「良好な環境の永続性」にも「創造」という言葉を入れてほしい。</p> <p>また、国の計画では災害時の対応が入っていることが多いが、どこかに溶け込んでいるのか。</p> <p>⑦環境の日の事業については、環境の日が6月5日であると曜日が毎年ずれるので、効果的な運用ができればと思う。</p>

会議の名称	伊勢崎市環境審議会(令和8年度第1回伊勢崎市環境審議会)
委員	環境の日は6月5日と決まっているのか。
事務局	環境の日は環境基本法で定められている。 環境基本法では、地方公共団体は、環境の日にはふさわしい事業を実施するよう努めることとなっている。条例では「実施しなければならない」とし、義務を厳しくしている。
委員	災害対応に関する話がでたが、条例に反映されているのか。
事務局	災害について具体的な内容が記載されている箇所はないが、 (5)第2章第3節【グリーンインフラの推進】に「防災や減災」との記載はある。
委員	国が決めたからどうかではなく、もっと臨機応変に条例をつくれなのか。 環境の日も、6月5日にとられなくてもよいのではないのか。 5日を含むその週にするなどでいいのではないのか。地域住民や民間に協力は求めないのか。
事務局	環境の日の事業に関しては、市が行うものなので、市民に協力を求めることはない。
委員	法令に縛られるのではなく、市民に参加や協力を促す方が良い。
委員	6月5日と明記しないといけないのか。6月5日を含む期間という記載でもよろしいのか。
事務局	実務的には、今年度の環境の日の事業である環境の日パネル展は、6月2日～12日までと土日を含めて広く期間を設けている。条例の記載についてご意見があれば答申に盛り込んでいただければと思う。
委員	2. 条例の内容(1前文)について、「多文化共生都市として発展していることを述べます」と記載があるが、外国籍を雇わないと産業農業が成りゆかないから多文化共生都市となるのだろうか、こちらが多文化に揃えるのか、多文化がこちらに揃えるのか、どのように考えているのかを聞きたい。宗教の違いがあると共生はかなり難しい。 また、(2)第1章総則②定義【地球環境保全】の箇所について、「オゾン層の破壊の進行」は不要ではないか。国がフロン規制をしていて、回復してきており、私たちにはどうにもできない問題である。
事務局	前文の多文化共生都市という表現は、伊勢崎市の背景、歴史的文化的背景を概要として記述しているに留まっているので、具体的な内容は市の施策などの部分で定めることになる。 また、オゾン問題は実際収束に向かっているが、完全解決はしておらず、代替フロンが地球温暖化など別の環境問題に影響するなど環境問題としてはまだ残っているという認識。
委員	私たちが何かをするにしても代替フロンを使うしかない。オゾン層破壊に

会議の名称	伊勢崎市環境審議会(令和8年度第1回伊勢崎市環境審議会)
	<p>よる紫外線の防御等の話の方が現実的ではないか</p> <p>事務局 環境基本法の地球環境保全の定義の中には「オゾン層の破壊の進行」が含まれている。</p> <p>委員 ここはあくまで「定義」であり、オゾン層の破壊をやめるために温暖化物質に切り替わってしまっている現状があるから、このまま受け入れてもいいのではないかと。</p> <p>加えて質問だが、GX とはそもそも何なのか。企業や市民団体の解釈もバラバラなところ。基本理念に「いせさき GX の推進」とあるが、市民への浸透も兼ねて、定義を示したらどうか。</p> <p>また、基本理念の箇所、自立分散型社会の創造により持続的発展が可能になるのかがよく分からない。どのルーツから、ここに自立分散型社会を当てはめたのか。</p> <p>事務局 自立分散型社会は、国が推奨している、いわゆるローカル SDG s と言われるもの。地方自治体に求められている理想の姿である。それが自立分散型の持続可能社会であり、国の考え方が背景にある。</p> <p>委員 そのような背景が、条例を読んでも分からないと思うので、伝わるような補足文章をお考えいただきたい。</p> <p>また、この条例案には環境基本計画についてだけ記載してあるが、ほかの計画に言及しないのは何故か。条例の場合、上下関係はあるのか、なぜ環境基本計画にだけ言及するのか。</p> <p>委員 活発な意見ありがとうございます。</p> <p>すべてをまとめるのは難しいが、参考にご検討いただければと思う。</p> <p>4. 閉会</p>